

○議事日程（令和4年6月24日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会の報告
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第39号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定
について
日程第5 議案第40号 養老町学校給食共同調理場設置条例の制定について
日程第6 議案第41号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第43号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定について
日程第9 議案第44号 財産の処分について
日程第10 議案第47号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第48号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第49号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第50号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更
について
日程第14 議案第51号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第3号）
日程第15 議案第52号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1
号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	6番	長澤龍夫
7番	大橋三男	8番	吉田太郎
9番	早崎百合子	10番	野村永一
11番	田中敏弘	12番	松永民夫
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤田勝彦	総務部総務課長	近藤晴彦
総務部 企画財政課長	尾前眞理	住民福祉部長	大倉修
住民福祉部 住民環境課長	小里克昌	住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	松岡弘泰
副特命事項推進監兼 産業建設部 建設課長	問山剛	産業建設部 産業観光課長	竹中修
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者	高橋正人
会計課長	若山実穂	教育委員会 事務局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	坂口貴	消防総務課長	古川博規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	稲川諭実彦
--------	------	---------	-------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

令和4年第2回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴者の方もお願いをいたします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をよろしくをお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席でございます。

なお、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

また、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方につきましては上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和4年第2回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは初めに、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、1番 西脇康君、2番 清水由美子君を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告を行います。

6月23日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査をされました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

6月23日午前9時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第2回養老町議会定例会最終日の日程等についてであります。

1. 日程については、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了した後に、議事日程の日程第13、令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから、日程第15、令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算(第1号)までの計3議案を上程し、審議することを決定いたしました。

2. 審議の方法については、日程第13、令和4年度養老町立食肉事業センター特別会

計の繰入れの変更についてから日程第15、令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）までの計3議案については、それぞれ逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決することと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第4、議案第39号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定についてから日程第9、議案第44号 財産の処分についてまでの6議案を一括議題として上程いたします。

この6議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 清水由美子君。

○総務民生委員長（清水由美子君） 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る6月15日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定及び一部改正4件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第39号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定についてに関しましては、1. 特別職報酬等審議会での審議内容はの問いに対して、委員によっては、町長、副町長まで減額する必要があるのかという発言もあったが、やはり監督責任を迅速に取ることが大事であるという審議内容により、このように決定されたとの回答でした。

2. 前職の嘱託職員の公金横領の際は、町長は自らの考えで改正されたと理解しているが、今回、報酬審議会に諮った理由はの問いに対して、前回は、金額も高額で長期にわたっていたため、町としての責任は非常に重いと判断したわけであるが、今回は、もちろん責任はあるが、減額までやらなくてもいいという声もあり、審議会を通して明白にしていこうと考えたためとの回答でした。

3. 特別職報酬等審議会の構成メンバーに、町と利害関係のある方が多く見受けられるが、町と利害関係のない方に入っていただく考えはの問いに対して、今後はそういったことも検討していきたいとの回答でした。

4. 審議会の答申では、今後事件が広がるようであれば、追加で報酬の減額も検討するということであるが、具体的な想定はの問いに対して、今回の逮捕容疑は、予定価格の漏えいということであるが、今後、追加で贈収賄等の容疑が判明した場合や、刑罰が確定する段階で刑罰がプラスされるのであれば、審議会等を開いて減額等の措置が協議されることになるとの回答でした。

5. 刑罰が確定して事件の全容が見えてからではなく、起訴の段階で減額措置を行う理由はの問いに対して、あくまで迅速に管理監督責任を明確にするためとの回答でした。

6. 特別職の報酬減額10%、1か月の基準となる事例はの問いに対して、令和3年度に県内他市町で官製談合による贈収賄事件があり、そのときの特別職の報酬減額が10%、2か月であったとの回答でした。

次に、議案第40号 養老町学校給食共同調理場設置条例の制定についてに關しましては、1. 場長の役割はの問いに対して、場長の職務は、共同調理場に関する業務を掌握し、総括し、職員を監督することであり、場長は教育総務課長が兼務するとの回答でした。

2. その他必要な職員とはの問いに対して、栄養教諭もしくは学校栄養職員、事務職員、調理員を想定しているとの回答でした。

3. その他必要な職員の人数はの問いに対して、現在、養老小学校に調理員が5人おり、広幡小学校、上多度小学校に2人ずついる。広幡小、上多度小は、給食の配膳作業があるので、1人ずつ残し、あと2人は養老小学校の調理場に来てもらうことを考えているとの回答でした。

4. 配送業者の想定はの問いに対して、給食配送については、既に入札を行い、西濃運輸株式会社に委託する予定である。なお、契約期間は5年で、委託料は年間700万円程度との回答でした。

5. 養老小学校の現場の指揮系統はの問いに対して、現状、養老小学校には、学校栄養職員が配置されており、献立及び調理の監督、職員への指導も行っているため、引き続き学校栄養職員が現場を管理監督していくとの回答でした。

6. 今回の移行により、今までの調理方式から共同調理方式に変わること、1年間のトータル経費の増減はの問いに対して、共同調理方式により、配送代はプラスになるが、施設維持管理としては、3校に投資するよりも1校にまとめるほうが経費が浮くという発想で進めてきたとの回答でした。

7. 配送のための容器の購入状況はの問いに対して、給食配送に必要な二重食缶は、既に入札を行って発注しているため、9月からのスタートに間に合うように準備は

できているとの回答でした。

最後に、議案第41号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての2議案に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の制定及び一部改正4件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 小寺光信君。

○産業建設委員長（小寺光信君） それでは、産業建設委員会報告を行います。

去る6月15日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました指定管理者の指定1件、財産の処分1件の計2件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第43号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてに関しましては、まず1つ目として、指定の期間を2年9か月に設定した理由はの問いに対して、指定の期間は最大10年まで設定できるが、初回ということで3年ほどとした。なお、その間に業務の内容等精査も必要になると考えているとの回答でした。

次に、2つ目として、今後は指定管理者と町のどちらがテレワーク施設のPRを行うのかの問いに対して、指定管理者の業務にPRが含まれており、町としても関係人口創出に関わっているため、両者で行いたいとの回答でした。

さらに3つ目として、指定管理者が赤字になった場合の赤字補填の考え方と、指定期間中に撤退等があった場合の考え方はの問いに対して、原則赤字補填は行わないが、社会情勢等特別な事情があれば、その都度協議をすることになっている。また、基本的に3年間限定であるため、この間の撤退は想定していないとの回答でした。

続いて4つ目として、指定管理者は何人体制の予定かの問いに対して、現在正社員1名、アルバイト2名の予定で協議を進めている。なお、率先して地元雇用を行うと聞いているとの回答でした。

また、5つ目として、宿泊に関する協議はの問いに対して、宿泊に関しては、別事業において、地元の宿泊施設との連携で事業を進めるという計画があるため、連携して進めていきたいとの回答でした。

最後に、6つ目として、テレワーク施設を地域の避難所にする考えはの問いに対して、町独自の地域指定制度の活用と併せて検討していくとの回答でした。

次に、議案第44号 財産の処分についてに関しましては、まず1つ目として、売払いをする土地1万2,000平方メートル超えの中に水道配管が布設されていると聞くが、その後の管理はの問いに対して、水道配管の移設等が必要な事項については、水道課と事業者で協定を締結しているとの回答でした。

次に、2つ目として、売払いする土地の地目が道路と用悪水路とのことだが、売払い土地を基準とした地目はの問いに対して、道路や用悪水路は農地内にあるため、売払いに伴い、国税庁の財産評価基本通達による状況類似から、地目は田を基準とした地価が適当として売払いの予定であるとの回答でした。

さらに、3つ目として、土地売払い後、開発計画地内土地の課税の考え方はの問いに対して、固定資産税については、現在、課税地目は田となっている。全体的に土が入れば雑種地、造成して整備がされれば宅地課税になるとの回答でした。

続いて4つ目として、土地を売り払うことにより、当初の開発計画からの分割など変更されることが考えられるが、その場合、町の担当課で協議の場を持つ必要があると考えるがとの問いに対して、このたびの町有財産売買契約書の中で、用途の変更、第三者への転売の場合、町、関係機関で協議をすることになっているとの回答でした。

また、5つ目として、売り払う道路や悪水路などの草刈りはどこがするのかの問いに対して、売払後は所有権が事業者側に移るため、事業者側で行われるものと考えているとの回答でした。

最後に、6つ目として、道路、用悪水路の売払いに当たり、近くの田んぼや用水関係への施設に対する配慮はの問いに対して、土地の売払いに当たり支障が生じないように、事業者側とは協議を含め対応していきたいとの回答でした。

なお、今後、開発に伴う整備がされた場合、排水する水路は土地改良の幹線しかないと思われるため、事業者側には土地改良とも協議されていくよう指導をお願いしたいとの要望がありました。

以上、審査に付されました指定管理者の指定1件、財産の処分1件、計2件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに審査結果といたします。

○議長（大橋三男君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず日程第4、議案第39号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第40号 養老町学校給食共同調理場設置条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第41号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第43号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第44号 財産の処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第10、議案第47号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第2号）から日程第12、議案第49号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案を一括議題といたします。

この3議案は、予算特別委員会に付託し、審査されましたので、予算特別委員長より審査の結果、経過についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

予算特別委員会の報告をいたします。

去る6月15日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、予算特別委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託をされました令和4年度一般会計及び特別会計補正予算3件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず、議案第47号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第2号）に関しましては、

1. 職員の不祥事に係る第三者委員会費19万円の内容と回数はこの問いに対しては、予算の内容としては報酬と旅費等が入っており、委員の報酬は1日当たり4,800円である。また、委員会の開催回数の予定は6回であるとの回答でした。

2. オンデマンドバス運行事業費について、現在、延期して行っている定時定路線化の実証実験の見通しはこの問いに対しては、現時点においては、実証実験を行った内容を精査の上、交通関係会議を開き、必要事項を検討したいと考えているとの回答でありました。

3. 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業については、交付時期の予定はこの問いに対しては、早ければ7月中旬に通知を出し、7月下旬に受付開始、9月下旬には交付できるよう準備を進めているとの回答でありました。

4. 次世代エール給付金事業の内容はこの問いに対しては、国が給付する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、町独自で児童1人当たり2万円の上乗せ給付を行うものとの回答でありました。

5. 住環境衛生事業費について、太陽光発電の補助の内容はの問いに対しては、自ら居住する住宅への太陽光発電設備及び蓄電設備の設置に関し、補助金を交付するもの。なお、具体的な要綱については、現在検討中であるとの回答でありました。

6. 愛知県の明治用水でのトラブルを受け、当町における土地改良施設等の点検状況はの問いに対しては、土地改良事務所と県土連を含めて当町の用水関係について調査を行った。なお、各土地改良事務所では、ふだんから使用前と使用後に点検を行っており、適宜対応をしているとの回答でありました。

7. 農林水産業者ICT推進支援事業752万8,000円の補助対象者はの問いに対して、現在、具体的な補助団体としては決まっていはいないが、国・県の同種の補助事業に申請している方で、不採択になった方に手を挙げてもらいたいと考えており、それ以外にも検討中の方もいる。なお、補助事業として、2分の1の補助で、1件当たりの上限額は250万円であるとの回答でありました。

8. 観光バス利用促進コロナ対策支援事業の内容はの問いに対しては、安心してバスを利用してもらえるよう、例えば、バスの中の換気システムを替えるなどの設備投資に対し補助を行うものとの回答でありました。

9. エネルギー価格高騰対策生活者支援事業について、具体的内容はの問いに対しては、配付金額としては、1世帯の人数に関わりなく1戸当たり同一単価で考えている。具体的な金額としては、昨日、担当課長より追加説明の発言がありましたように、ベースとして5,000円で考えている。既存養老Payは、普及推進を兼ねて5,000円以上で検討をしている。また、配付方法については、スマホ等の取扱いに不慣れな方でもカードで支払いができるよう、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したカードを作成する予定であり、カードか養老Payを選択できるように検討しているとの回答でありました。

10. Back to the YOROキャンペーン事業の実施内容はの問いに対しては、実施時期については、その他の事業とも連携を取りながら、現時点では、8月ないし9月くらいで検討している。実施内容としては、昨年度の内容を踏襲した形で進めたいと考えているとの回答でありました。

11. 新型コロナウイルス感染症対策事業（小学校給食管理）のデザート費補助に関する教育長の見解はの問いに対しては、今回のデザート費補助については、現在、緊急的に物価高騰やコロナ禍での影響を受けて、まずやれることをということで実施するものである。今後については、社会情勢や財政状況等も鑑みながら判断をしていきたいとの回答でありました。

次に、議案第48号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に關しましては、1. 傷病手当金44万1,000円の内容はの問いに対しては、傷病手当金の申請については、適用期間が令和4年9月30日まで延長されたことにより、令和2年1月

1日から令和4年9月30日までの適用期間について支払いをするものである。なお、現在のところ令和4年度の主な実績はなく、3名から相談を受けているとの回答でありました。

最後に、議案第49号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に関しましては、1. 地域支援事業のその他財源151万7,000円の内容はの問いに対しては、地域支援事業支払基金交付金や地域支援事業繰入金などをその他財源として充てているとの回答でありました。

以上、審査に付されました令和4年度一般会計及び特別会計等補正予算3件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑でございますが、これらの案件につきましても、議会初日に総括質疑が終了しておりまして、私以外の委員会所属外の議員がいないことから省略をいたします。

それでは、これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず日程第10、議案第47号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第48号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第49号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第13、議案第50号から日程第15、議案第52号までの計3件につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、日程第13、議案第50号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第50号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について御説明させていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第52号の令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）で、管理費の増加に伴い、一般会計からの繰入金を1,580万円増額しております。

養老町立食肉事業センターの管理費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を9,623万4,000円に変更するものであります。

以上で、議案第50号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第14、議案第51号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第51号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,580万円を追加し、予算総額を117億9,232万9,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、畜産振興事業費でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席で補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましてはございませんので、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として1,580万円を増額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 松岡部長、自席答弁。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、産業建設部関係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

歳出のみでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、4目畜産業費の畜産振興事業費でございますが、と畜した牛の血液処理の現在の委託先でございますが、9月末をもって廃業するということになりまして、それに伴いまして、新たに血液を固形化する必要が生じたため、この固形化した血液の運搬処分に係る委託料及び固形化するための装置を設置する必要がございます。その設置の工事請負費の所要額として、食肉事業センター特別会計への繰入金1,580万円を増額いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明といたします。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第15、議案第52号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋孝君） ただいま上程を賜りました議案第52号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,580万円を追加し、予算総額を1億7,440万円とするものでございます。

補正する主な内容は、歳出においては、血液運搬処理委託費の増加及び凝血装置設置工事に伴う経費の所要額を、歳入においては、一般会計からの繰入金の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜ります

ようよろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に 8、9 ページの歳出について御説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、1 目一般管理費では、食肉事業センター管理費において、と畜した牛の血液処理の現在の委託先が 9 月末をもって廃業することに伴い、新たに血液を固形化する必要が生じたため、この固形化した血液の運搬処分に係る委託料 722 万円、血液を固形化するための装置の設置を行う工事請負費として 858 万円をそれぞれ増額いたしました。

次に、6、7 ページの歳入について御説明申し上げます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、1,580 万円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 11 番 田中敏弘君。

○11 番（田中敏弘君） それでは伺いたいと思いますが、ちょっと数が多いので、担当課、メモをしっかりと。

まず 1 点目、いつ業者から廃業について町に意向を示されたのか。

それから次、今回廃業される事業者との契約期間状況はどのようになっておるのか。また、相手方の事情による途中解約となると私は想定しておりますが、違約金発生はあるのか。

次、3 点目、新たに契約する事業者について、事業者名及び住所をお尋ねいたしたいと思えますし、また契約期間はどのような形でされるのか伺います。

次、1,580 万円の予算計上ですが、工事請負費の 858 万円は施設整備費ということで理解しておりますが、委託料 722 万円については、運搬料と処分料との 2 点についての金額でいいのかお尋ねをいたしますし、この運搬先はどこにあるのかという話と、それから、この金額は 1 年間当たりとの理解でよろしいでしょうか。

それから最後に、今、新基幹市場建設計画が進んでおる中で、この新しい施設を造られるということですが、耐用年数はどれくらい想定しておられるのかということと、新しい施設ができると、この施設が残って過剰投資にならないかという、その点の配慮をされておるのかという、以上の点について伺います。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、ただいま田中議員の御質問でございますが、私のほうから回答させていただきます。

今、6点いただいております。

まず1点目、いつ廃業の通知があったのかということでございますが、こちらにつきましては、今月6月13日月曜日でございます。

続きまして、2点目の現事業者の契約期間ということでよろしかったですかね。こちらにつきましては、年度ごとに契約しておりますので、今年度いっぱいでございます。

また、3点目の途中解約ということで、違約金等が発生するかということでございますが、契約上、違約金というものについての項目がございません。ただし、何らかの事情があってこの事業が継続できないということがあれば、1か月前までに申し出るということになっておりましたので、今回いただいたということでございます。

新たな業者名ということでございますが、こちらは固形化した血液の処分先でございますが、現在、牛頭部処理を委託しております株式会社堀田萬蔵商店で検討しております。

続きまして、5点目の委託料の内訳でございますが、こちらは運搬処分ということでございます。また、こちらにつきましては、一応年間ということで計上させていただいております。

最後、6点目の今回設備投資を行うということで、今後の新市場の建設を踏まえ過剰投資にはならないかということでございますが、こちらにつきましては、既存の浄化槽の改修等も考えられるのですが、それにつきましては相当な金額がかかるということで、また期間もかかりますので、早期に対応できるということで、今回の固形化装置を整備するというものでございます。したがって、暫定的なものということでございますので、過剰投資ということではないというふうに理解しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 新たな事業者として堀田萬蔵商店ということですが、あの方は愛知県でしたかね。住所でいいのでお願いします。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 失礼いたしました。

あま市でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 今、固形化にするということで、以前はどのような形であったのかと、固形化するのに、以前と比べて規模自体、今、頭数自体が減っていますわね、

一般的に。その頭数に合わせた固形化なのか、そういうふうな考えを持ってやっているのかということをお聞きしたいのと、もう一つ、廃業するというで聞いておるけど、1か月前ということで、これはほかに探してやったということはありませんか。募集してやるとかそういうことを計画的にやりましたか、それを聞かせてください。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま吉田議員の御質問でございますが、現在、今現時点での処分につきましては、血液をそのまま運搬し、処分をしていただいております。

2点目の頭数減によるということでございますが、こちらにつきましては、例年、これまでの処理頭数の統計を取りまして、それを鑑みた上での処理頭数による試算をしております。

最後、3点目でございますが、こちら同種事業者のほうへの意見を聴取させていただいており、それぞれの事業体で処理をどのようにしておるかということを確認させていただき、私どもと同様に処分先がなくなるということでございますので、それぞれを同じような対応をすることで、それから自前の浄化槽で処理をするということと両方ございまして、私どもとしては、今回の処理装置を設置することに決定させていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ちょっと先ほど回答漏れで1点、新しい設備を造るのに耐用年数はどれくらい想定してみえるかという話。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） こちらにつきましては、新たに設置するもので、他の同様な装置を造られておるところから聞いておりますと、耐用年数については10年、15年ということで聞いておりますので、そのような対応をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 年間で委託料をしているということですが、廃業される業者とも年間委託と思うんですが、どういうふうな会計処理なのか、1年分お渡ししているのか、月ごとにしているのかということですが、もし年間で契約しているのなら、10月以降の分は町に払戻しがあると思うんですが、その点。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 水谷議員の御質問でございますが、私の説明

不足で大変申し訳ございませんでした。

委託料につきましては、年度で契約しておりますが、支払いについては月ごとに今までも支払っております。今後につきましても月ごとの支払いになりますが、それぞれ処分料で単価を掛けたもので委託料をお支払いさせていただくという方法でございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はよろしいか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 岩永君。

○5番（岩永義仁君） 私は、工事請負費の中でお伺いしたいと思います。

こちらの工事の内容と時期ですね、どのぐらいの時期に工事を始めるのかと、あと入札の方法についてもお伺いしておきたいと思っております。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問、2点いただきましたが、まず1点目、工事の期間でございますが、完了するまでにおおむね3か月から4か月必要と聞いておりますので、今回可決いただければ即座に対応したいと思っております。

それから、入札に関しましては、この装置につきましてはかなり特殊ということですので、限定されたところになるかというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 把握しておれば、限定されているところを分かっている限り上げてください。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 現在、こちら同種の装置を設置されておる食肉流通センターのほうへお伺いしましたところ、1社、赤羽根鉄工所様、愛知県の田原市にございますが、そこが設置をされているということでございますので、そちらのほうを協議できればと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 1社のみしか把握できていないということですかね。調べれば何かほかにもあるのかどうか、その辺りのことについて、これが最後の質疑になるので、詳しくお伺いしたいと思うんですけど。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 当然、まだこれは13日の段階でございましたので、十分なりサーチはできておりませんが、こちら今後も調査しまして、よりよい方

法でと考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は、全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

この第2回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第2回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会、議員定数検討特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会、議員定数検討特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第2回養老町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会時間 午前10時35分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月24日

議 長 大 橋 三 男

議 員 西 脇 康

議 員 清 水 由 美 子